

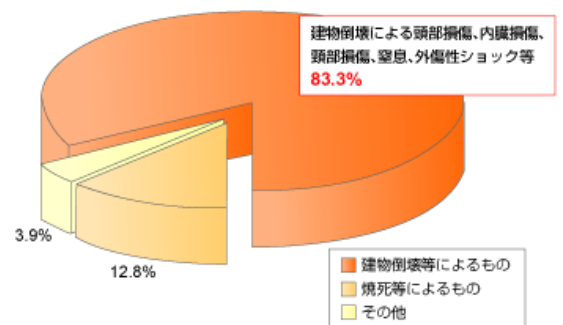
八幡台防災ニュース 「耐震化の必要性」

「いざという時、家に潰されないために・・・」

「家の耐震化」と聴くと、「そんなもの高くてやっとな」とか「どうせ家自体が古いんだからもったいない」とか言われる方が居ます。

しかし、阪神淡路大震災では、約25万戸の住宅が被害に遭い、さらに10万5千戸もの住宅が全壊しました。また、阪神大震災での直接死亡原因では、**住宅倒壊が原因の死亡が83.3%**となっています。

阪神淡路大震災による直接死による死亡要因



(出典 神戸市内における検死統計(兵庫県監察医、平成7年))

昭和56年以前の建物は要注意！

阪神淡路大震災で倒壊した建物の多くは、昭和56年6月以前に建てられたものでした。昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に強化されており、それ以前の建物は耐震性が不足している可能性が高いです。阪神・淡路大震災の全半壊は約25万戸。同等の震度7クラスの大地震が起きれば、極めて大きな惨事になるということが予想されます。

知多市では、八幡台を「**緊急耐震重点区域**」として定めています。
(昭和56年5月以前に着工された木造住宅の割合が70%以上の区域)

耐震補強をすれば命は助かるか？

独立行政法人防災科学技術研究所のE-ディフェンス(実大三次元震動破壊実験施設)では、旧耐震基準で建設された、ほぼ同じ仕様の2棟の既存木造住宅を、一方は現在の耐震診断・耐震補強の技術で補強し、一方は無補強のまま、阪神淡路大震災に相当する地震波による振動実験をおこないました。



結果

適切な補強を行う事で、大地震においても建物の倒壊を免れることが可能である。ということが分かりました。

→ **耐震補強の効果はある！**

一棟一棟の耐震化が地震に強い安全なまちをつくる

建物倒壊を引き起こすこと。

・自分や家族の命や財産を無くす。

それだけでなく・・・

・他の家や人を巻き込む。

・道を塞ぎ、救急・消火活動の障害になる。

・復旧・復興の支障にもなる。



大地震はいつ起こるか予測することは困難です。

地震に強い安全なまちづくりのために、住宅の耐震化は重要です！

知多市の耐震化診断事業

知多市では、市民の生命と安全の確保を図るため、県と連携して住宅の耐震診断事業を進めています。

●木造住宅耐震診断事業

昭和56年5月以前に立てられた木造住宅で、現在住まいとして利用されている方は、無料で耐震診断が受けられます。

その他、問い合わせは、知多市 都市計画課（36-2669）まで。

耐震化の方法

【木造住宅の場合】

- ・基礎の補強、はり・土台・柱・筋かいなどの接合部の補強
- ・筋かいを入れたり、構造用合板を貼って強い壁（耐力壁）を増やす補強
- ・屋根の軽量化（瓦から軽いスレートに） など・・・

・・・でも補強工事は高い！

【耐震シェルターという方法】

大がかりな耐震改修が出来ない場合、家屋が倒壊しても一定の空間を確保し命を守る装置として「耐震シェルター」があります。



●耐震シェルター

地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠場所を守ってくれる装置です。

既存の住宅内に設置し、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能です。

知多市の耐震化補助金

【耐震化工事・耐震シェルター設置の場合】

耐震化工事、最大120万円。耐震シェルター設置、最大30万円。

【耐震基準を満たさない住宅の建替えの場合：本年度新設】

建替え前の住宅の解体工事費補助金として、最大20万円。

【耐震改修工事費等代理受領制度：本年度新設】

耐震改修事業者が補助金の代理受領ができ、工事準備費用の軽減を図る。

詳細の問い合わせは、知多市 都市計画課（36-2669）まで。